⑵　廃棄物処理法等に基づく施策の推進

国及び地方公共団体は、廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）、これに即して策定した廃棄物処理施設整備計画及び都道府県廃棄物処理計画並びに一般廃棄物の排出抑制方策等を定めた市町村の一般廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の排出抑制等のために必要な措置を講ずる。

また、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律等に基づき必要な措置を講ずることにより、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進を図るものとする。

⑶　廃棄物等の減量化のために要した設備投資に対する支援措置

国は、廃棄物等の減量化を図るため、その発生抑制や再生利用のための施設を設置する者に対して、その要した設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講ずる。

２　廃棄物の減量化の目標量の達成

国は、基本方針に基づく「廃棄物の減量化の目標量」の達成に向け、政府全体として、一体的かつ計画的な廃棄物減量化対策を推進する。

３　その他

⑴　官公庁施設から発生する廃棄物等についての抑制と適正処理

国及び地方公共団体は、循環型社会形成推進基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の２第１項に基づき政府が策定する温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）及び同法第20条の３第１項に基づき都道府県及び市町村が策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）に基づき、官公庁施設から発生する廃棄物等について、その抑制と適正処理を推進する。

⑵　環境教育・環境学習の充実

国は、循環基本法に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進等、廃棄物等の減量化を図るための幅広い環境教育・環境学習を総合的に推進し、そのために産官学民において人材交流や情報交換を推進する。また、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）に基づき、国は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、廃棄物等の減量化を含めた環境教育・環境学習が推進されるよう情報の提供、人材の育成、教育プログラムの整備等を推進する。地方公共団体は、環境教育推進に関し、施策の策定、実施に努める。

第４　その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関し必要な事項

１　POPs条約の的確かつ円滑な実施

国は、POPs条約第５条の規定に基づき、ダイオキシン類の排出の総量の削減のため、行動計画の実施、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進その他の必要な措置を講ずる。

２　ダイオキシン類発生源対策の推進等

⑴　廃棄物対策等の推進

国及び地方公共団体は、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び特別法の規定に基づく監視措置の徹底等により、不法な廃棄物処理の取締りを引き続き強力に推進する。

また、特別法に基づき土壌汚染対策を推進するとともに、底質の汚染についても、汚染底質の除去等の対策又はその検討を推進する。

国は、地方公共団体が設置するごみ焼却施設について、財政的・技術的支援を推進するとともに、広域的な観点からの整備を一層推進する。さらに、産業廃棄物焼却施設について、廃棄物処理センターにおける施設整備に係る財政的支援の実施によりモデル的施設の整備を図るとともに、政府系金融機関の融資制度の活用等による設備の高度化を一層推進する。

また、一般廃棄物焼却炉の廃炉の際の施設の解体を適切に進め、跡地の有効活用を図るため、関係地方公共団体に対して財政的な支援を行う。

都道府県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るために策定したごみ処理の広域化計画に基づき、その内容を早期に実施すべく、市町村への助言等を行う。

⑵　未規制発生源対策等の推進

国は、POPs条約第５条⑾の規定に基づき、附属書Ｃに規定されている発生源のうち行動計画で特定した発生源に属する新規の発生源について、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）に関する指針（以下「BAT及びBEP指針」という。）㈱等を考慮し、BAT及びBEPの利用を促進し、BATの利用を確保するための法に基づく適切な措置を講ずる。

また、国及び地方公共団体は、特別法による規制の対象となっていないダイオキシン類発生源及びPOPs条約附属書Ｃに規定されている発生源のうち既存の発生源及び行動計画の中で特定しなかった発生源に属する新規の発生源についても、排出に関する最新の知見、BAT及びBEP指針等を考慮し排出削減対策を推進する。

㈱　POPs条約第３回締約国会議で採択されたBAT及びBEP指針を指す。

⑶　適正な焼却施設を用いない野外焼却の禁止

事業者は、適正な焼却施設を用いない野外焼却については、廃棄物処理法及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定により、原則的に禁止されていることを踏まえ、行ってはならない。

３　ダイオキシン類の排出量の把握等

⑴　ダイオキシン類の排出量の目録の公表等

国は、廃棄物焼却施設等の各発生源別及び排出媒体別のダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）を作成し、公表する。排出量の目録を作成するに当たり、主要な発生源については毎年、その他の発生源については数年間隔で排出量の推計を行う。

地方公共団体は、特別法第28条に規定するところにより、事業者による測定の結果を公表する。

⑵　常時監視その他の実態調査の実施及びその結果に応じた措置

国は、環境、人体、廃棄物焼却施設、産業分野等各方面におけるダイオキシン類について、毎年度計画的かつ継続的に実態を把握するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

地方公共団体は、特別法の規定に基づく常時監視等の実態調査を実施する。これらの実態調査の結果を踏まえ、国及び地方公共団体は、必要に応じ、特別法等に基づき適切な措置を講ずる。

⑶　効果的・効率的な測定及び精度管理の推進

国は、効果的・効率的な測定やモニタリングを推進するため、迅速かつ低廉な簡易測定法が、その特性に応じて、適切な分野及び状況下で利用されるよう、その普及を促進する。

また、環境標準試料の供給、特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の運用、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月環境庁）及びダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針（平成13年３月環境省）の普及等により、ダイオキシン類の測定における精度管理を促進する。

さらに、分析技術の理解と向上を図るため、地方公共団体等の公的検査機関の技術者に対する研修を計画的に実施する。